

様式第 16 (第 48 条第 3 項関係)

(表面)

狩 猟 免 状			
第	号	網	猟
第	号	わ	な
第	号	第一種銃	猟
第	号	第二種銃	猟
住 所			
氏 名			
年 月 日生			
鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成 14 年法律第 88 号）により狩猟免許を 与える。 よってこの証を交付する。			
年 月 日			
都 道 府 県 知 事 			
有効期間 年 9 月 14 日まで			
備 考			

備 考 1 用紙の大きさは、日本産業規格 A4 とすること。

2 有効期間は、狩猟免許の有効期限の年月日を記載すること。

3 備考欄には、狩猟免許に係る条件及び注意事項、氏名及び住所の変更並びに狩猟免許の効力停止（更新及び再交付の場合にあっては、狩猟免状の原交付年月日並びに更新である旨又は再更新である旨及び再交付の理由）について、その内容を記載すること。

(裏面)

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法令摘要

- 1 狩猟免許の有効期間の更新を受けようとする者は、住所地を管轄する都道府県知事（管轄都道府県知事）に免許更新申請書を提出しなければならない。
- 2 狩猟免許を受けた者は、住所、氏名など狩猟免許の記載事項に変更が生じたときは、遅滞なく管轄都道府県知事（都道府県の区域を異にして住所を変更したときは、変更した後の管轄都道府県知事）に届け出て、狩猟免許にその変更に係る事項の記載を受けなければならない。
- 3 狩猟免許を受けた者は、狩猟免許を亡失し、滅失し、汚損し、又は破損したときは管轄都道府県知事に申請して、狩猟免許の再交付を受けることができる。
- 4 狩猟免許は、次の(1)から(4)までのいずれかに該当する場合は、管轄都道府県知事に返納しなければならない。
 - (1) 狩猟免許が取り消されたとき。
 - (2) 狩猟免許が失効したとき。
 - (3) 管轄都道府県知事以外の都道府県知事の登録を受けるために狩猟免許の再交付を受けた後において、狩猟期間が満了したとき。
 - (4) 狩猟免許を亡失した時に、管轄都道府県知事に申請し、狩猟免許の再交付を受けた後において、亡失した狩猟免許を発見し、又は回復したとき。
- 5 狩猟免許は、狩猟免許の効力が停止されたときは、管轄都道府県知事に提出してその旨の記載を受けなければならない。